

(公表資料)

令和7年3月24日

白子町職員の懲戒処分の公表について

地方公務員法第29条及び白子町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例第4条の規定に基づき、下記のとおり懲戒処分を行いました。

記

被処分者	企画財政課 60歳代 男性職員（会計年度任用職員）
事案概要	被処分者は、令和6年10月ごろから業務時間の約7割を株価の確認や求人情報検索など私的なインターネット閲覧をしており、長時間、職務に専念していない状況が確認されました。 令和7年2月に実施した本人への聴き取り調査においても、業務と関係のないインターネットを閲覧していたことを認めました。
処分内容	停職 1か月
処分年月日	令和7年3月19日
根拠規定	地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号並びに白子町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例第4条
対応策	今回の事案を重く受け止め、改めて全職員に対して服務規律確保の取組に真摯に向き合い、公務員としての立場を十分に自覚し、町民の疑惑や不信を招くような行為を厳に慎むよう、周知徹底を図ってまいります。